平成２８年（フ）第３２６４号
大阪市西成区花園北２丁目10番16号
破産者　株式会社ＲＵＳＨ
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３５４号
大阪市中央区北浜３丁目２番12号北浜永和ビル５階
破産者　ＳＰＺ株式会社
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８８４号
大阪府豊中市新千里東町１丁目３番地
破産者　株式会社栄商店
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９３０号
大阪府高槻市紺屋町１番１―205号
破産者　株式会社ＪＰＣタカツキ
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１１０号
大阪府門真市四宮５丁目３番38号
破産者　株式会社ケイマス
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１５２号
大阪市北区梅田１丁目１番３号大阪駅前第３ビル2307
破産者　有限会社インタースコープ
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４７０号
大阪府南河内郡河南町大宝１丁目22番23号
破産者　株式会社アンドエース
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
北海道小樽市住ノ江１丁目７番１号
破産者　株式会社笹谷電機
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１５７２号
横浜市鶴見区鶴見中央２―17―27―302
破産者　ワークノーブル有限会社
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７３４号
神奈川県大和市桜森２丁目11番４―704号
破産者　株式会社アイリスエンタープライズ
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６１号
新潟市秋葉区東島316番地２
破産者　株式会社ＷＰＰＣ
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１７号
愛知県岡崎市伊賀町字７丁目95番地１
破産者　有限会社鈴木化工所
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
愛知県西尾市吉良町下横須賀荒子39番地
破産者　株式会社メタルテック
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
愛知県西尾市丁田町中ノ切58番地
破産者　株式会社ＴＳＵＺＵＫＩ
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３０２号
相模原市中央区陽光台５―19―10、住民票上の住所相模原市中央区緑が丘１丁目32番27号サンライズ緑ヶ丘102
破産者　武藤　善光
1　決定年月日　平成29年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第３８４号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番８―506号
破産者　川中　健弘
1　決定年月日　平成29年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１００９号
札幌市豊平区月寒東５条19丁目６番５号　エリアビル301号
破産者　工藤美智子
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４６３号
宮城県塩竈市玉川２丁目１番１号　アリスト103号、従前の住所宮城県宮城郡利府町中央１丁目９番地16　プライベートガーデン利府中央302号
破産者　越後　貴裕
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７４号
茨城県つくば市上郷1887番地２　つくしハイツＢ棟201号、前住所茨城県下妻市渋田13番地２
破産者　会田　忠夫
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第９４号
群馬県館林市上三林町1355番地の８
破産者　渡辺　直人
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部